

国立新美術館 講堂・研修室一時使用等取扱規則

令和6年6月10日

館長 裁定

(目的)

第1条 この規則は、国立新美術館（以下、「館」という。）が、館の管理運営に支障を生じない範囲において、講堂及び研修室を一時使用等させるに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めるもののほか、次条第二号ウに掲げる公募団体等が行う表彰式又は授賞式を目的とした一時使用等について必要な事項は、国立新美術館長（以下、「館長」という。）が別に定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

一 一時使用等 次号に掲げる使用者等が、館の承認を得て、館の施設をシンポジウム、発表会、研修会等の特定の者を対象とした継続性のない催事の実施のために一時的に使用することをいう。

二 使用者等 一時使用等ができる者は以下のとおりとする。

ア 本部事務局、国立アトリサーチセンター、中間生成物保存活用委託事業事務局（仮称）、東京国立近代美術館、国立工芸館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館及び国立国際美術館

イ 館と展覧会を共同で開催している者

ウ 館で展覧会を開催する全国的な活動を行っている美術団体等（以下、「公募団体等」という。）

エ 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づき設置された法人（独立行政法人国立美術館を除く。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置された法人及び地方公共団体

オ 前アからエに掲げる者のほか、文化芸術の振興に関する活動を行う者

カ 前アからオに掲げる者以外の者で、館長が認める者

三 施設 一時使用等ができる施設は別表1のとおりとする。

(一時使用等可能日時)

第3条 一時使用等ができる日時は、休館日を除く日の10時から18時までとする。

2 前項に定めた時間以外の一時使用等については美術館と協議の上、館が認めた場合のみ可能とする。

(使用承認)

第4条 一時使用等を希望する者は、別表2に定める期間に館長に申請し、使用の承認を得なければならない。

- 2 館長は、申請された一時使用等が、施設の管理運営上支障がなく、次条に定める条件に該当しないと認められる場合には、一時使用等を承認することができる。
- 3 館は、使用希望の申請の重複その他の場合において、使用の承認に当たり必要な調整を行うことができる。

(一時使用等の不承認)

第5条 館長は、一時使用等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、一時使用等を承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- 三 館の業務に支障をきたすおそれがあると認められるとき。
- 四 美術作品及び関連資料等に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 五 建物、施設及び関連設備に損害を与えるおそれがあると認められるとき。
- 六 一時使用等を希望する者及びその関係者が、館の職員及び管理運營業務受託業者の指示に反するおそれがあると認められるとき。
- 七 政治的活動、宗教的活動又は勧誘等迷惑行為を行うおそれがあると認められるとき。
- 八 その他、一時使用等を承認することが適当ではないと認められるとき。

(承認の取消又は一時使用等の中止等)

第6条 館長は、使用者等が一時使用等の承認後に前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、一時使用等の承認の取消又は一時使用等の中止を命じることができる。

- 2 館長は、天災地変、暴動、火災、疾病又は施設に生じた事故等により、館の運営管理及び人命に関わる安全確保が必要と認められるときは、使用者等の同意なく、一時使用等を行わせないことができる。

(一時使用等の取止等)

第7条 使用者等は、自己の都合により一時使用等の申請を取り消し又は承認を受けた一時使用等を取り止めることができる。

- 2 使用者等は、前項の取り消し又は取り止めに当たっては、書面（電子的方法を含む。）により館に申し出るものとする。

(原状回復)

第8条 使用者等は一時使用等の終了時には、使用者等の責任及び負担において設置した工作物等の一切を撤去し、使用した施設（施設に付帯する什器、備品等の配置を含む。）を原状に復さ

なければならない。

(使用料等)

第9条 一時使用等に係る料金は別表3のとおりとする。

- 2 使用者等は、原則として一時使用等を行う日（複数日に及ぶ場合はその初日。以下同じ。）の5日前（休日を除く。）までに、館の発行する請求書に基づき使用料の全額を納付しなければならない。
- 3 一時使用等を複数日にわたり行う場合で、使用者等が原状回復をしないまま夜間に退館する場合には、使用者等は別表3に定める夜間保管に係る使用料を支払うものとする。
- 4 第3条第2項に基づき一時使用等可能日時以外に一時使用等を行う場合は、使用料の150%を時間外使用料として支払うものとする。
- 5 納付された使用料は返還しない。ただし、第6条第2項の規定により一時使用等を行うことができない場合には、原則、全額を返還する。
- 6 使用者等は、使用料を納付する前に、第7条第2項の規定に基づき承認を受けた一時使用等を取り止めるときは、別表4に定めるキャンセル料を納付しなければならない。
- 7 館は使用者等が承認された使用時間を超えて一時使用等を行った場合、超過時間に応じた使用料及び超過により生じた業務等に係る費用を、使用者等へ請求する。
- 8 使用料及びキャンセル料の納付は、原則、銀行振込によるものとし、振込に係る手数料は使用者等が負担する。

(免責及び損害賠償)

第10条 使用者等は、一時使用等によって自己、参加者又は第三者に生じた傷害、盗難及び破損事故その他すべての事故について、一切の責任を負うものとする。ただし、事故の発生が館の故意又は重過失によるものと認められるときは、この限りでない。

- 2 使用者等は、使用を承認された施設その他建物及び設備機器等を滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、館の指示に従い直ちに原状回復した場合は、この限りではない。
- 3 前項のほか、この規則を遵守しないことにより館に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 4 使用者等は、第6条第1項の規定により一時使用等の承認の取消又は一時使用等の中止があったときは、その取消又は中止に係る損害賠償を求めることはできない。

(秘密保持)

第11条 使用者等は、施設の一時使用等により知り得た館の情報を、一時使用等のためにのみ使用し、かつ館の同意なく第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する情報は除く。

- 一 開示されたときに相手方が知得していたもの

- 二 開示されたときにすでに公知であったもの
 - 三 開示された後で相手方の帰責事由なく公知になったもの
- 2 使用者等は、施設の一時使用等により知り得た館の情報について、一時使用等の終了後直ちに消去、削除又は破棄しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、国立新美術館講堂・研修室の一時使用取扱要領（平成19年4月1日館長裁定）は廃止する。
- 3 この規則の施行の日以前に受理した一時使用等については、国立新美術館講堂・研修室の一時使用取扱要領を適用する。

別表1 施設

施設名
講堂
研修室 A
研修室 B
研修室 C

別表2 一時使用等の申請期間

	申請期間
講堂	使用日の属する月から起算して 8か月前の月の1日以降、使用日の1か月前まで
研修室 A	使用日の属する月から起算して 8か月前の月の1日以降、使用日の2週間前まで
研修室 B	
研修室 C	

※使用日が複数日にわたる場合は、最初の使用日の属する月を起算日とし、期間を定めるものとする。

別表3 一時使用等に係る料金

(a) 公募団体等

施設名	使用料 (税込)	
	使用可能時間内 (1時間あたり)	夜間保管 (1泊あたり)
講堂	6,600 円	19,800 円
研修室 A	1,100 円	3,300 円
研修室 B	1,100 円	3,300 円
研修室 C	1,100 円	3,300 円

(b) a 以外

施設名	使用料 (税込)	
	使用可能時間内 (1時間あたり)	夜間保管 (1泊あたり)
講堂	44,000 円	132,000 円
研修室 A	7,700 円	23,100 円
研修室 B	7,700 円	23,100 円
研修室 C	7,700 円	23,100 円

別表4 キャンセル料

施設名	キャンセル料発生日			
	使用日の 3か月前	使用日の 1か月前	使用日の 2週間前	使用日の 5日前
講堂	使用料の 10%	使用料の 30%	使用料の 50%	使用料の 100%
研修室 A	/	使用料の 10%	使用料の 30%	使用料の 100%
研修室 B				
研修室 C				